

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○ 安住委員長 これにて柴山君、加藤君、長谷川君の質疑は終了いたしました。

○ 階委員 立憲民主党の階猛です。

この国会、予算委員会で、私、四回目の質問になります。

この間、いわゆる社会保障の壁と言われる百六万、百三十万の壁について、関係の大蔵の皆さんと議論を重ねてきました。歩み寄りが見られた部分もあり、そこは評価したいと思いますが、大きく二つ問題があると思っております。

まず一つ目は、いわゆる百六万円の壁の方です。被用者の場合、被用者、勤め人ですね、勤め人の場合、パート先などで、百六万を超えると、五十人以上の会社であれば被用者保険に入らなくてはならず、社会保険料の負担が生じて手取りががくつと減る、これによって働き控えが起きる、この問題をどうしようかというのが百六万の壁の問題です。

これに対して、政府は、まず、百六万ではなく二十時間という時間の制限、時間の基準にしましょ、そしてその上で、企業規模の要件を撤廃して、少ない従業員の企業でもすべからく被用者保険に入るようにして、こういう中身だったと思います。

しかし、私が問題にしているのは、これは東京商工リサーチというところで、人手不足関連倒産、去年一年間の数字を出したものです。御覧になつていただければお分かりのとおり、人手不足関連倒産が非常に増えている。とりわけ人件費高騰を原因とするものが増えているわけですね。

私が何を言いたいかというと、これほど人件費高騰によつて倒産が増えている。しかも、この調査を子細に見ると、中小零細企業で増えているわけですよ。そういう中で、この政府のやろうとしている、百六万から二十時間の壁対策をやることにけですけれども、二十時間の壁対策をやることによって、事業主の側の社会保険料負担が新たに小さな企業でも生じる。これによつて、また、ただできさえ増えている人手不足関連倒産が増えるのではないかということを危惧しております。

この点について、総理の見解をお願いします。

○ 石破内閣総理大臣 二十時間の壁対策をどうするかということでござります。

現在、厚労省が検討しております労働者の保険料負担を軽減する事業主への支援措置、これを指しておるものでございます。

委員が御指摘になつておられますこと、あるいは御党から御指摘をいただいておりますことは、

企業が負担する社会保険料そのものの軽減、この軽減の御提案をいただいておるということをございます。

厚労省が検討しております仕組みというのは、まだ確定はいたしておりません。検討段階でございますが、労働者が被用者保険の適用を避けて就業調整をすることがないように、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を支援の対象としておるものでございます。

一方において、企業の負担する社会保険料の直接的な軽減につきましては、社会保険料というのが、医療や年金の給付に充てられ、労働者を支えるための事業主の責任だというふうに位置づけられておりまして、慎重な検討が必要だと思つております。

被用者保険の適用拡大につきましては、これまで企業規模要件の見直しを行つておるところをございます、段階的でございますが。今般の五十人以下の従業員を擁する企業への適用拡大に当たりましても、十分に準備期間を設けて、段階的に実施するという方向でやらせていただいておるところをございます。

その上で、就業労働時間の延長や賃上げなどを通じて、労働者の収入を増加させる取組を行つた事業主には、キャリアアップ助成金等によります支援を行つておるところでございます。

このようなことも踏まえまして、年金改正法の取りまとめに向けて丁寧に対応してまいる所存でございます。

○ 階委員 今答弁の中でもお触れになつたとおり、

我々は、事業者の社会保険料負担を軽減するための法案を今日お昼に再提出の予定ですけれども、これをやることによって壁を乗り越えやすくするということも提案しているわけです。

総理は丁寧に対応していくと言わっていましたけれども、既にこの政府の二十時間の壁を検討される段階で、倒産というか廃業を宣言しているところが出てきています。

山形で硬式野球のボールを作っている福祉事業所、これがもう廃業を決断したそうですから、読売新聞に出でましたけれども。それだけではなくて、私も、地元に帰つて中小企業の関係の皆さんから聞くと、やはりこの政府の案は厳しいといふうに言われますよ。

なので、私たちは、こうした二十時間の壁といふのを設けていきなり事業者の社会保険料負担を発生させるのではなくて、私たちが考えているのは、百三十万の壁対策、これをまずやるべきだというふうに考えています。百三十万の壁対策をすることによって、働いている人は、まずは事業者負担のない国民健康保険、国民年金に入るわけですよ。これをまず促進するような給付を私は行うべきだというふうに申し上げておりますし、さつきの事業者への支援ということだけではなくて、百三十万の壁に対する就労促進支援給付、これは被用者に対する支援、これも私たちは考えておりますよ。

政府のやり方を聞いてみると、例えば雇用保険料を社会保険料の穴埋めに使うとか、そうしたことをやろうとしておりますが、これは保険料

の流用ですよ。目的外使用ですよ。これは大きな問題ですよ。

我々が提案しているのは、税金は縛りのない、政策に応じて使えるものですから、これをまさに、今これだけ人手不足倒産が起きている中で、更に人手不足が起きないように、働き控えを解消する方向で税金を使って百三十万の壁を乗り越えやすくなるというのですから、是非やっていただきたい。そして、これをやることによって、財政負担は一時は生じますけれども、中長期的に見れば財政負担は減ります。そして保険財政もよくなります。これを是非やってください。

総理、消極的な答弁はもう聞き飽きましたので、是非前向きな答弁、お願ひします。

○石破内閣総理大臣 これは流用だと私どもは思つておりませんで、いわゆる年収百三十万円の壁の問題につきましては、働き方に中立的な制度、これを構築する観点から、できる限り被用者保険への移行を促し、壁を意識せずに労働者の皆様方が働くことのできる環境整備、これが重要なと考へておられます。

現在、政党間協議が進められておるわけでございますが、これが整うこと前提に、この百六十円の壁への対応の現行措置を参考にしながら、支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。じや、その支援策につきましてはということをございますが、現行措置と同様、労働者に新たに被用者保険を適用するようなことを考えておることでございまして、更に議論を深めさせていただければ幸いでございます。

○階委員 有識者の人も、今回の百三十万の壁対策に雇用保険料を使うのは目的外使用だということを言つておりますので、是非ここは慎重な検討とを言つておりますので、是非ここは慎重な検討の、公費を使う、税金を使った支援という方が全うな政策だということを申し上げておきます。

今日は日銀総裁にお越し頂いていますので、話を金融政策に移したいと思います。

最近、長期金利が上昇しております。長期金利が上昇してきた背景には、これまでの日銀の金融政策、行き過ぎた金融緩和を巻き戻しているということが背景にあるかと思うんです。

私、黒田総裁時代に、以前の日銀であれば、長期金利はコントロールできないということを言つていたと思うんですよ、ところが、それを翻して、長期金利をコントロールするイールドカーブコントロールという長つたらしい名前の金融政策手法を導入されました。それによつて、無理やり長期の金利をゼロ%近くに抑えてきたわけですね。植田総裁に替わられて、ようやくそれが終わつて、金利が上昇してきたわけです。

他方、その結果、金融機関によつては保有している国債に巨額の含み損が発生したり、政府においては、後で述べますが、利払いが急速に増えたり、さらに、為替の方も、イールドカーブコントロールの過程で海外との金利差が広がつて急速に円安が進んだり、様々な弊害が生じたわけですよ。

原因をつくったイールドカーブコントロール、年末に日銀は過去の金融政策を検証する多角的レ

ビューというのを発表されましたけれども、このイールドカーブコントロールにはほとんど触れられていないんですよ。

私は、このイールドカーブコントロール、長期金利を無理やり低く抑えてきたとすることが、今非常に大きな問題につながつてきていると思うので、是非ここは反省していただきたいと思うんですが、日銀総裁、いかがですか。

○植田参考人　お答えいたします。

イールドカーブコントロールについては様々な評価があることは存じ上げていますが、イールドカーブコントロールを含む大規模な金融緩和は、私どもの2%の物価安定目標を実現するプロセスの中が必要なものであつたというふうに判断しております。

ただ、そうした大規模な金融緩和政策が様々な面で副作用を発生させたということも認識しております。取りあえず、具体論はまた。

○階委員　様々な副作用を発生させたということですが、今、巻き戻しの過程で長期金利が上昇してきておりますけれども、今までゼロだったものが急速に上がつてくることによって、どのような金融あるいは実体経済への影響があるかということも具体的に御説明いただけますか。

○植田参考人　まず、金融システムへの影響について若干お答えいたしましたと、金利の上昇は、様々な経路を通じて、金融機関収益や金融システムに影響を及ぼすものでございます。貸出しや債券の運用利回りが上昇したり、調達金利が一方で上

昇するということがございます。またさらに、債券価格の下落が、委員おっしゃいましたように保有有価証券の評価損を発生させるという面もござります。

ただ、長い目で見れば、金利上昇は、全体として金融機関収益を改善させる効果があると考えておりますし、我が国の金融機関は、全体として十分な資本と流動性を有しております、金融システムは安定性を維持しているというふうに判断しております。

ただ、引き続き、注意深くモニターしていく必要があります。

また、長期金利上昇が企業の調達金利にどういふ影響を与えるかという面もあるかと思っておりますが、これはもちろん、長期金利、中長期金利が上昇しますと、企業の資金調達コストもそれに上昇いたします。

ただ、こうしたコスト上昇は、景気の緩やかな回復が持続する下で企業の売上げや収益が増加傾向をたどつているということと併せて評価する必要があると考えていますし、金融機関の貸出態度、企業の資金繰り等に関するデータあるいはサーベイ、調査等を見ますと、良好な状態が継続しているというふうに見ておりますので、引き続き緩和的な金融環境が維持され、経済活動をサポートしているというふうには考えております。

○階委員　むしろ問題は、これからどこまで金利が上がるか、これに関わつてくると思うんですが、日銀が考える長期金利の今後の見通し、そして日銀の対応について伺いたいんです。

普通、長期金利というのは、日本経済の潜在的な成長率、これと物価上昇率を足し合わせたものというふうに言われるんだと思うんですね。日銀は潜在成長率が〇・六%ぐらいだと考えておりまして、これから、日銀の物価目標二%達成されるとすれば、大体、足すと二・六%ぐらいなんですよ。ですから、大体二・六%ぐらいというふうに日銀は考えているのかなと思うんですが、長期金利はどれぐらい上がるか見ていくのか。

そして、二・六%ということになつてきた場合、今、日銀は、これまで大量に異次元金融緩和で買い込んだ国債を徐々に減らしてきていますけれども、この金利が上がる過程においてもそのオペレーションには変更はないのかということについてお尋ねします。

○植田参考人　お答えいたします。

長期金利でございますが、委員のおっしゃったことをやや言い換えた表現で申し上げますと、私ども、国債買入れの減額を進めているわけですが、長期金利の形成に関しては、基本的に、先行きの短期金利の市場における見通し、それから国債保有に伴う各種リスクに応じた TERM PREMIUM を加えたものという形で、市場において形成されることが基本となるというふうに考えております。したがいまして、具体的に、先行き、どういう水準に収束していくかということにコメントするのは差し控えたいと思います。市場において形成されるものですので、市場の経済、物価情勢に対する見方や海外金利の変化等を映じて長期金利はある程度変動することを考えております。

ただし、こうした市場の通常の動きとはやや異なるような形で長期金利が急激に上昇するというような例外的な状況においては、市場における安定的な金利形成を促す観点から、機動的に国債買入れの増額等を実施するという姿勢でありますし、こうした考え方は昨年七月に国債買入れの減額計画を策定した際に明らかにしたところでございました。

○階委員 ちょっと説明が抽象的で分かりづらいんですが、まず、今、長期金利はコントロールしないわけですから、日銀が客観的な見通しを示すということは問題ないと思っておりますけれども、先ほど私が言つた二・六%ぐらいというのは、どうなんですか、大体それが当たらずとも言えども遠からじなのか、あるいは全く違うと考えているのか。

そして、先ほど、オペレーションを見直すこともあり得べしみたいなこともおつしやつていましてけれども、どういう場合に、具体的にはどういう金利の状況があつた場合に見直すのかと、うとをもうちょっと具体的に説明できないでしようか。お願いします。

○植田参考人 長期金利の中長期的な水準ですけれども、これはまた別の表現をしますと……（階委員「短くお願いします」と呼ぶ）はい。実質金利がどれくらいの水準に長期的に收れんするか、それからインフレ率がどれくらいになるか、そして先ほど申し上げました長期に対応するタームプレミアムがどれくらいになるか、この三要素で決定されるかと思います。

インフレ率については二を目指しておりますので、ここは二に長期には収束していくということだと思いますが、長期の中立金利あるいはタームプレミアムがどれくらいかということには、非常に不確定性がございますので、具体的にコメントをするということは差し控えさせていただきたいと思います。

また、後半では、どういうときに機動的なオペをするのかという点に関する御質問だと思いますが、これは前もって具体的にどういうときというふことを申し上げるのは適切でないかと思います。市場における金利形成が安定的な金利形成にならないようなときを、注意深く市場の状況を見守ることによって判断していくことでございまます。

○階委員 時間の関係で今日はこの程度にしますが、総理にちょっと二つまとめて御質問しますね。パネルの二、これは、政府内で長期金利と利払い費、これの推移する予想が違つてているというふとを示したもので、財務省では、長期金利が、来年度、二〇二五年度は二%で、今後十年間、二%から二・五%の間で推移する。一方、内閣府の成長移行ケースというところでは、来年度一・三%となつておりますが、もう既に今の段階でもこれを上回つて、非常に低い見通しになつて、これが低い状況がしばらく続いた後、十年間、後半にかけて徐々に上がって、最後三%になつていく。利払い費の方も長期金利によつて変わつてくるわけですけれども、両者で利払い費が、十年間通算すると二十五兆円ぐらい変わつてくるわけですよ。

私がなぜこれを問題にするかというと、金利のある世界になつて、これから長期金利が上昇していくわけですね。さつき日銀總裁も言つたように、物価も長期金利が上がる要素ですから、物価が二%に上がれば、当然長期金利はそれ以上になつてくるわけですよ。

そういう中ににおいて、やはり利払いに対する危機感、これが政府には足りないと思つていて、次のパネル、これは私の方で作つたものでけれども、よく、公債依存度、つまり政府の歳入に占める借金の割合が二四・八%、こういう数字を指して、改善してきていると言つています。しかし、これは私は少しミスリー・デイティングではないかと思つていまして、本当の意味で一年間に借金をしている数字はもつともつと多いわけです。

なぜならば、満期が来たものを返せないで借り換えているものが圧倒的に多いんです。これが百三十三兆円ぐらいあるので、それらも考慮して公債依存度を改めて出し直すと、二二五%どころではなくて六五%にも達するわけですよ。これが、借換えをする都度、新しい金利になつていくわけですね。つまり、金利が上がってしていくわけですね。高い金利になるということ、高い金利になればなるほど非常に利払いが増えるわけですよ。

こうした情報も国民の皆さんにはちゃんと示して、そして、政府自らもちゃんと利払いということを意識した財政運営、先日来我々が指摘しているような、基金にお金を寝かせておいて利息だけ払つておるなんてとんでもない。

そしてもう一つ、政府の見通しが政府内で違う

という問題がありました。これは、独立財政機関をつくれば、一つの公正中立な機関できちつとした見通しが示せる。

この二つをやるべきだ。端的にお答えをお願いします。

○石破内閣総理大臣

独立財政機関をどこに置くかということです。それは政府部内に置くのか、あるいは国会に置くのか、その置き方にについては議論のあるところだと思います。また、今、それは経済財政諮問会議がその役割を担つておるところでございまして、私自身、委員の御提案はそれなりに考えさせていただきますが、そういうものをどこに置くのか、いかなる権能を持たせるかということについて、また議論をさせていただきたいと思っております。

私も、利払い費についてはかなりの意識は持っております。金利のある世界というのは、そういうことを惹起するのは当然のことです。そういたしまして、内閣府と財務省と違うではないかということでございますが、内閣府が示しておりますのは今後十年間程度の経済財政の展望を明らかにするということです。今後十年間程度の展望を明らかにするものが、内閣府が出しております中長期試算というものでござります。

財務省が示しておりますのは、長期金利を示しておるものでございますが、これは向こう三年間の予算の姿というものを明らかにするために示しておるものでございまして、といったとしても、これは、利払い費というものを考えましたときに、

どうしてもやや高めに出るところが性質としてあるところでございます。その部分はやはり物が違うというふうに考えておりますが、なかなか分かれにくいのは事実でございますので、政府としてももう少しそれが違う目的で出しておるということを御説明をしてまいりたいと思つております。

借換債についてでございますが、国債管理政策は、確実かつ円滑な発行、中長期的な調達コストの抑制を基本的な考え方といたしておるものでござります。発行年限につきまして、年限の長いものを短いものと比較をいたしましたら、御指摘のとおり、年限の短い国債は長いものよりも利払い負担を低く抑えられるのですが、すぐに借換えが必要となりますので、借換え時の金利上昇リスク、借換えリスクを負うというのは当然のことです。

これは、立憲民主党の税制修正案というものは、税への納得と信頼を取り戻し、能力に見合った負担をというキヤッチフレーズをつけております。三つ掲げておりますけれども、一つ目、二つ目は、すぐに着手すべきこと。

すなわち、まず、不合理な税負担をなくし、納得できる税制を確立する。防衛増税を中止したり、ガソリン税の暫定税率を廃止したりする。これが一つ目。

二つ目は、裏金問題で失われた税制の信頼を回復することです。すなわち、租税特別措置、略して租特です、これによつて税が軽減された会社の名前、今公表されませんけれども、これを公表して、企業・団体献金で政策がゆがめられていらないというふうに総理も与党の皆さんもおつしやるのであれば、これを可視化すべきだということがあります。

もう一つ、納税者権利憲章。民主党政権のときに設けようとしました。これは、納税者の適正手続きを保障する権利であります。裏金議員について、納税、税務調査がしっかりとされていないのではないかというような疑惑が昨年来ありました。こうした国民の疑惑、不信、こうしたもののが税制の信

すいような工夫というのは心がけてまいりたいと思つております。

○階委員 時間も迫つてまいりましたので、最後の質問の方に移りたいと思います。

我々、今、税制改正法案の議論の中で修正案というのを出しています。パネル、御覧になつてください。

○階委員 時間も迫つてまいりましたので、最後の質問の方に移りたいと思います。

我々、今、税制改正法案の議論の中で修正案というのを出しています。パネル、御覧になつてください。

これは、立憲民主党の税制修正案というものは、税への納得と信頼を取り戻し、能力に見合った負担をというキヤッチフレーズをつけております。三つ掲げておりますけれども、一つ目、二つ目は、すぐに着手すべきこと。

すなわち、まず、不合理な税負担をなくし、納得できる税制を確立する。防衛増税を中止したり、ガソリン税の暫定税率を廃止したりする。これが一つ目。

二つ目は、裏金問題で失われた税制の信頼を回復することです。すなわち、租税特別措置、略して租特です、これによつて税が軽減された会社の名前、今公表されませんけれども、これを公表して、企業・団体献金で政策がゆがめられていらないというふうに総理も与党の皆さんもおつしやるのであれば、これを可視化すべきだということがあります。

もう一つ、納税者権利憲章。民主党政権のときに設けようとしました。これは、納税者の適正手続きを保障する権利であります。裏金議員について、納税、税務調査がしっかりとされていないのではないかというような疑惑が昨年来ありました。こうした国民の疑惑、不信、こうしたもののが税制の信

頼を損なっています。これを解消するためにも、分かりやすく納税者の権利というのを定めて、一人一人に適正手続は保障されるんだということをやるべきだと思つております。

この二つについては、是非お願ひしたい。

そして、三項目、その二つを行つた上で、能力に見合つた負担で格差や分断を防ぐということで、具体的項目は割愛しますけれども、こうした三つのことを私たちに掲げておるということを申し上げております。

その上でですけれども、私は、ここに書いていないことでやるべきことがあると思います。それは、税制への信頼回復にも関わること、そして、先日来この委員会で取り上げられていた森友問題の真相解明にも関わることです。

以前、ここでは、佐川元国税庁長官の証人喚問が行われました。当時は、刑事訴追のおそれがあるからといって、衆議院、参議院の証人喚問で、佐川さんは何と三十何回も答弁拒否をされたわけですよ。その結果、いまだに、文書改ざんの経緯とか動機とか、そうした真相が明らかになつていなかつわけです。

そこで、改めて、佐川元国税庁長官をここに招いて、そして話を聞くということをやるべきだと思います。総理、いかがですか。

○石破内閣総理大臣 元国税庁長官の国会招致につきましては、国会がお決めになることでござりますので、行政府としてそのことについて申し上げる立場にはございません。

権利憲章についてでございますが、この中身に

ついてまた御提示をいただいて、議論をさせていただきたい。中身です、どういうような憲章の中身なのかということ。今、抽象的にはお話しになりましたが、そこにおいていかに納税者の権利というものが担保されるかという中身についてまだ私は十分に理解をいたしておりませんので、また御提示をいただければありがたいことだというふうに考えております。

税が軽減された上位の社名を公表すべきではないかということでございます。

有価証券報告書を公表しております企業の場合には、一定の財務情報は開示されておるわけでございまして、その範囲の財務情報であって、企業自らが公表するので問題はございませんが、他方、一般論として申し上げれば、個別の租税特別措置の適用状況は、有価証券報告書よりも詳細なものとなつております。これを開示しますことによつて、企業がどういった分野でどの程度の規模の設備投資を行つてあるか等々の情報が明らかになります。得るというふうに考えております。国がこれを一方的に開示するということは、企業に対して不利益が及びかねないというふうに考えておりまして、このようなことをどのように考えるかということをございます。

ちなみに、平成二十二年度の租税特別措置透明化法、こういうものができましたが、このときにも、適用実態調査の報告書におきまして、個別企業名まで公表する必要はないという整理がなされたというふうに記憶をいたしておりますところでござります。

そのようなことでございまして、私どもとしても、委員の御指摘というもの的重要性というものはよく理解をいたすところでございますが、今後更に詳細に議論させていただきたいと考えております。

○安住委員長 階君、今、大幅に時間をオーバーしていますから、立憲の全体の範囲の中で削減してください、時間を。

○階委員 佐川元長官の国会招致、これを委員会にお取り計らいいただきますようお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○安住委員長 理事会で協議します。